



# 大宰府史跡

第5次発掘調査概要

1970-10

福岡県教育委員会

正誤表

P	l	誤	正
1	12	石積遺構	石積遺構
	14	発掘面積	発掘面積
	14	発掘期間	発掘期間
	表	60m <sup>3</sup>	60m <sup>2</sup>
2	3	重複	重複
	6	狹んで	挟んで
	下3	認められない	認められない
5	12	調整の丁寧である	調整が丁寧である
12	表	戒壇院	戒壇院
	"	不空口索	不空絹索
	2	癸巳	癸巳
	"	太宰府	大宰府
	11	灰落部分	長徳二年閏七月廿日(五カ) 少貳兼筑前守藤原朝臣
13	4	随	隨
	14	厩	厩

大宰府史跡第 5 次発掘調査概要

1970 - 10

福岡県教育委員会

## 大宰府史跡第5次発掘調査概報

I 調査の経過	.....( 1 )
II 検出遺構	.....( 2 )
III 遺物	.....( 4 )
IV むすび	.....( 10 )

付 観世音寺損災記録・観世音寺長徳2年文書

### I 調査の経過

福岡県教育委員会は、昭和45年度の特別史跡「大宰府」の発掘調査として、才5次調査を終了した。ここではその概要を報告し、問題点を指摘したい。

才5次調査は、観世音寺東南地域を調査した。この地は、観世音寺寺域を方三町とした場合に、東南の隅にあたると推定される地域である。調査地区は、県道関屋—吉木線がほぼ東西方向にはしり、これに直交し北に延びる小路とに挟まれた地域で、地番は筑紫郡太宰府町大字観世音寺字露切773の1である。

この土地は、従来水田であつたが、宅地にするために約0.5m地上げし、本年4月住宅の基礎工事を行つた。前述のように、この地域の調査によつて従来不明確であつた観世音寺寺域をあきらかにすることが可能であり、大宰府条坊制を解明する上で重要な地点であると考え、土地所有者の協力を得て本年7月発掘調査を実施した。調査範囲は、すでに建物の基礎工事がおこなわれていた関係から、敷地面積のうち建築面積およびその周囲を除いた地域の小範囲に限定された。調査の結果、築地2、石横遺構、柱穴等を検出したが、それらはすべて平安末から中世の遺構であり、それ以前の遺構は認められなかつた。

調査地区の発掘面積と発掘期間は次の通りである。

次数	調査地区	面積	期間
第5次	6KKZ - F	60㎡	1970.7.10～1970.7.30

## Ⅱ 検出遺構

調査地区に東西方向のトレンチ1と南北トレンチ3を設定し発掘調査した。その結果、4回に及ぶ焼土・灰層の堆積とそれに伴う整地面が各トレンチにおいてみられた。

まず旧水田面から約50cmで才Ⅰ層にあたる。この整地面に柱穴が重複しながら認められ、また現在の道路に平行に石積遺構を検出した。さらに才Ⅰ層を削平すると厚い焼土面をもつ才Ⅱ層になる。この面にも才Ⅰ層と同じく柱穴がみられ、さらに南北トレンチにおいて新旧2時期の東西方向の築地を検出した。第Ⅲ層は薄い焼土層で、間層を狭んで、第Ⅳ層(焼灰層)がある。焼土の堆積層で部分的に厚薄があるが、総じて調査地区の東端に厚く認められた。この層に被覆された才Ⅴ整地面に南北方向の築地1を検出した。才Ⅵ層は、砂と礫の互層であり、遺構面は認められなかった。

### (1) 築地

東西方向の築地(1)および(2)は、才Ⅱ整地面につくられ、ほぼ同位置で新・古2回の建てかえがおこなわれている。この遺構の上に才Ⅱ灰層が堆積している。古期の築地(2)は、基底部幅2.25m、寄柱は梁間方向の心線で2.05mをはかる。この寄柱は内、外とも花崗岩の礎石を用いている。

この礎石は内(北側)、外(南側)側ともに30×35cm程の扁平な長方形で、著しい加工はみられず、柱座はない。この築地の寄柱穴と重複して新期の築地(1)がある。この築地は基底部幅2.20m、寄柱は梁間方向の心線で1.97mである。古期の築地より約20cm南へよつている。この新期の築地の寄柱は、古期のそれと異なり、内側のみ礎石を用い、外側は掘立柱としている。また内側の礎石の表面は赤化し、熱を受けたことをものがたつている。さらに築地積土面の、とくに寄柱の間の部分に固い焼土の堆積が認められ、なかにはブロック状をなした焼壁片と考えられるものがあつた。従つて新期の築地は、火災のため崩壊したと考えられる。また瓦は、全く発見できないので、この築地は草葺ないしは板葺である。なお雨落溝は確認できなかった。またこの新・旧の築地は、わずか1.1mの長さを検出したにすぎないので、方位・桁行等は不明である。また築成土の下は、砂層と礫層の互層となり、この築地以前の遺構は確認できない。

次に南北方向の築地(3)は、才Ⅴ整地面に築成されたもので、基底部幅3.10m、寄柱心線は梁間方向で2.27mをはかる。築成土は灰を含んだ粘質土および砂質粘土であり、版築はしていない。また中央部には巾0.6mの黄色粘土が帯状に敷かれているのを検出した。

寄柱はどれも掘立柱で、外側(東)の柱穴には拳大の根石状の石が充填されていた。また瓦は認められない。この築地方位は真南北から西へ約8°ふつている。しかし検出範囲が小さいので正確なことは云えない。築地築成土の東半部は砂礫層で被われ、その上を才Ⅳ灰層が被覆している。このことは、現在東150mのところを流れる三笠川が、かつてこの築地付近まで氾濫したことを

示唆させる。築地を被り才Ⅳ灰層中の遺物は、平安時代終末期のものを主とし、後述する巴文の軒平瓦1点を含んでいる。さらに築地積土中の土師器は、11-12世紀に比定できるものが多い。またこの築地の築成以前の土層は、黒色粘土層と砂礫層であり、築地築成以前のこの地域は、三笠川の氾濫原と考えられる。この築地の崩壊後は、この場所に築地は築成されていない。従つて前述の東西方向の築地(1)、(2)の存在したときは、この場所には南北方向の築地は確認できない。

## (2) 石積遺構

東西方向の築地(1,2)の南側に平行して石積遺構を検出した。いわゆる乱石積で、花崗岩の自然石を高さ約50cmほど積みあげ、南の面をそろえている。この石積は才Ⅰ層を切りこんで、構築され、上面は床土に及んでいる。従つて既述のように東西方向の築地は才Ⅱ層に築成されたものであるので、この石積遺構との関係はないと考えられる。遺構の検出範囲が幅わずか1.1mにすぎないので、明確なことは云えないが、現在の県道とほぼ平行につくられたものである。それはすでに才Ⅲ次調査として確認した成果、すなわち、現在の県道の下は平安時代以降、溝であるという所見を考えあわせると、今回検出の石積遺構は、その溝の北岸の護岸のためのものである。

出土遺物からみれば、近時のものではなくして、才Ⅰ層出土遺物と同様のものが、石積の間などから検出した。

## (3) その他の遺構

才Ⅰ層から重複した柱穴を検出した。いずれも径20cm、深さ10cm位であり、その密集度からみて、東西方向の柵列様のものが考えられる。同様に才Ⅱ層においても、才Ⅰ層より少ないが柱穴を検出した。しかし、特に建物としてのまとまりは想定しにくい。さらに調査地区の東において才Ⅲ層に掘りこまれた掘立柱柱穴2を検出した。これは間尺240cmで、その方位は南北方向の築地と同じく西に約8°ふれている。しかしながら住宅敷地内に調査を拡張することができないので、完掘することができなかつた。

### Ⅲ 遺 物

#### (1) 土 器

土器は、オI層～オVIの各層より土師器、須恵器、瓦器質土器、青・白磁器などを検出した。このうち量的にみると土師器が大多数を占め、青磁がこれに次ぎ、須恵器はオVI層から少量の出土をみた。器形は、杯、碗、皿、甕、鍋、摺鉢型土器、火舎などである。

##### a 土 師 器

杯、皿、碗、鍋などの器形があるが、杯、皿が圧倒的に多い。杯は口径12cm前後、器高3cm前後のもので、皿は口径5cm前後、器高1cm前後の小皿でいずれも無高台である。これらの杯と皿は口縁部にスガが付着しているものがかかり多くみられるので、いわゆる灯明皿に使用されたものであろう。またすべて糸による切り離しの手法であり、糸切り痕の上に簾状の圧痕を有する。さらに両器種とも口径、器高が揃っており一定の規格性を窺知することができる。これらはオI層からオV層にわたる各層より普遍的に出土した。そしてそのほとんどが各焼土層中に含まれたものである。出土量が目立つて多いのはオI層からオIII層までであり、オIV層ではかなり少なくなり、オV層にいたっては、ごく少量しか認められなかつた。しかしこれら無高台のものに代つて、オIV層とオV層からは高台付の碗が少量ではあるが共伴している。この中には、いくつか瓦質のものも含まれている。オVI層からはこの種の土師器は一片も出土をみず、須恵器の小破片と円面硯の破片を出土したのみである。このことからオVI層はこれより上層、すなわちオV層を含む上層とは、かなりの変化がみられる。

以上概略を述べたが、さらに今回の調査は、かなり明確な層位で遺物を出土したので各層ごとに詳述し、また最も出土量の多かつた杯を中心に考察したい。

##### オ I 層

この層からは、杯、皿の他に摺鉢形土器、土鍋、および火舎等の土器を出土した。杯については、図①②とも口径12cm、器高3cmとほぼ同じ大きさである。この2つに共通してみられる特徴は内底の中心が強いナデのため凹状に薄くなっていることである。このことは、その他のものにも一般的に云える。①では底部から口縁部への立ち上がりは、底部近くでやや外反し、口縁は丸味をおびている。②は①に比較して体部下半が直線的に立ちあがり、中位から大きく外反して口縁にいたる。この特徴は①においてもみられ、オII層以下のものと分つ点である。胎土は精製され、焼成は堅緻である。また底部にみられる簾状の圧痕には、一定した形状は認められない。

##### オ II 層

オII層の土師器では、杯、皿以外の他の器形はみられない。図③④は口径、器高ともオI層出土

のものとはほぼ同じであるが、内底中心の強いナデによるへこみはみられず、また立ち上りは似ているが、口唇部は薄くつまみ上げている。④も口縁部の手法は③と同じであるが、立ち上がりはほぼ直線的である。胎土、焼成については、オI層のものと変らない。底部の簾状の圧痕についてもオI層と同じく一定の規格性はないが、③は例外で、その痕跡は認められない。

### オ III 層

この層でも杯、皿以外に土師器はみられない。ここでもオI・オII層のものと口径・器高に変化はなく、⑤のたちあがり、ややふくらみもち、口唇部付近でわずかに外反する傾向を示す。

また器壁が薄くなってくる。胎土は砂粒の混入が目立っている。

### オ IV 層

杯、皿のほか高台付の椀が1個出土している。⑥は全体的に薄手であり、⑤にみられるように口縁部付近でやや外反し、口唇部は薄くつまみ上げている。内底部は、強いナデ調整であり、簾状の圧痕もかなり強く残っている。胎土、焼成とも良好であり調整の丁寧である。

### オ V 層 (築地横土)

オV層では、これより上層のものともかなり変化がみられる。⑦は口径13cm、器高4.5cmで、やや大きくなり、器壁は強いナデで薄く仕上げられている。胎土は精製され、焼成も堅緻である。内底は強いタテナデで底の厚さは比較的薄く平らである。簾状の圧痕は深く、内底部のナデ調整との関係も考えられる。特に顕著な変化は高台付の椀⑧⑨⑩⑪が少数であるが出土し、杯、皿の類が少なくなってくる。

高台付の椀には瓦質のものも含まれる(⑩)。これには底部に簾状の圧痕がみられる。⑧⑨は淡赤褐色を呈する軟質の土器である。高台は、外反し、先端は円く仕上げている。⑩は茶褐色の堅緻な焼成で、高台は⑧⑨に比べて厚く、接合部は、やや粗雑である。

### オ VI 層

この層は砂礫の堆積層で粗砂と礫を含んだ砂が瓦層になつてかなりの厚さになつている。この層から土師器は発見できず、須恵器の小破片と円面碗の破片を検出したのみである。

終りに以上のべた杯型土器について特徴点をまとめてみたい。

- ① オI層からオIV層までは全体的にみると器形に大きな変化はみられず、微妙な相違点を指摘できるにすぎない。そのなかで、オI層とオII層以下のちがいは比較的明瞭である。すなわちオ1にオI層のものは、体部下半で直線的に立ちあがり、中位から外反する特徴をもっている。それに対してオII層以下は、底部から直線的あるいはややふくらみをもつて立ちあがり、口唇部で変化がみられる。オ2の相違点は、オI層のものは内底部が凹状を呈することである。これはオII層以下には



みられない特徴点である。

② 土器整形技法上については、オI層～オIV層までは、すべて糸切によつているが、オV層において糸切り技法とヘラ切り技法が共伴している。しかし後者の割合は少ない。

③ オI層～オIV層までの土師器は、杯と皿の2つの器種に限られ、いずれも高台を付けていない。はりつけ高台は、オV層の碗形土器においてはじめてみられる。オV層は有高台と無高台が共伴している。

④ 杯の大きさをみると、オI層～オV層まで口径、器高とも一定の法則的变化はみられない。

⑤ オI層～オVI層までの年代は、遺物、遺構等をあわせ考えて、オI層は室町時代後半、オII層～オIII層は鎌倉～室町時代前半、オIV層は鎌倉時代、オV層は平安時代後期にそれぞれ比定できよう。

## Ⅱ 磁器

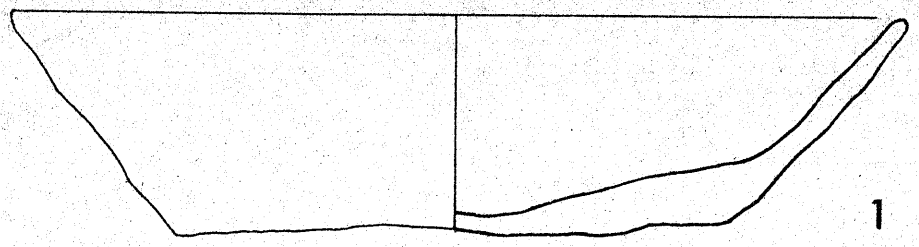
青磁および白磁は各層より出土したが、とくにオIV層に多く、オI層がそれに次ぎ、オII、III層は比較的少ない。あきらかに別個体の口縁の数をしらべると、オIV層は30片、オI層は8片、オIII層をあわせて5片である。いまオIV層とオI層の出土品を比較してのべよう。

オIV層には碗と杯の2つの器種がある。碗型の白磁は太く短い直立する削りだし高台と口縁部を折り返し肥厚させる特色をもつ。また青磁は、いわゆる蓮華文の先端が尖り、鑄が比較的明瞭であるが、オI層の同種のものは、蓮華文が不明瞭でにぶい。他方無高台の杯型の白磁は底部からほぼ直線的に立ちあがる。この器形はオI層にもみられるが、オI層の杯は口縁を外反している。また同じくオI層には、高台付の杯（青磁）の口縁部を、やや内湾ぎみに折り曲げる器形⑮があるが、これはオIV層には認められない。細葉は、オI層のものはオIV層のものと比較して、やや厚目にかかっている。その他オIV層からは、白磁の杯⑯で口唇部に釉がかからず、2次的にススの付着している灯明皿として使用したものがみとめられ、さらに天目の小片も検出した。

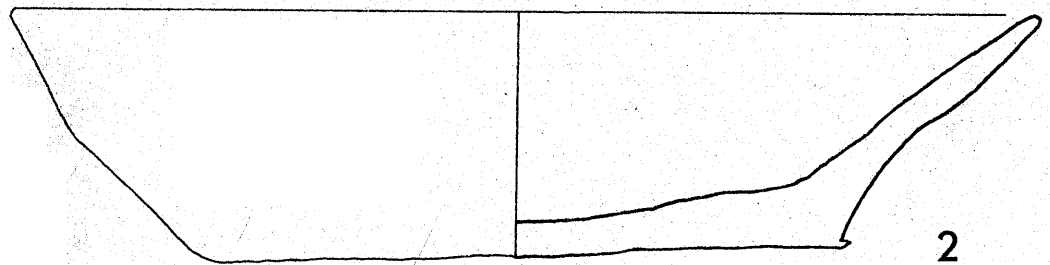
## Ⅲ 摺鉢型土器

5点出土し、1点を除いてはいずれも小破片で全形をしり得ない。出土した層位はオI整地層と床土からである。胎土から土師質の瓦器と須恵質の瓦器の2種類に分けられる。

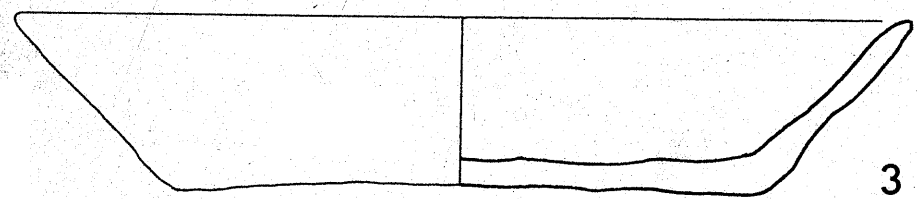
土師質の瓦器は2点あり、全形を知り得る一点は、復元口径3.10cm、高さ12.7cmをはかり、小さな底部から直線的に口縁部にいたり、口唇はわずかに肥厚する。胎土は砂粒の混入が多く焼成も悪い。調整は内外面とも刷毛をもちい、口縁部と底部は横ナデをしている。内面の櫛状目は、浅く6本を一単位として9ヶ所に施文されている。外面全体にスス状のものが付着し、煮炊きに使用したと考えられる。須恵質のものは、いずれも小破片であり、形状は土師質のものと同じであるが



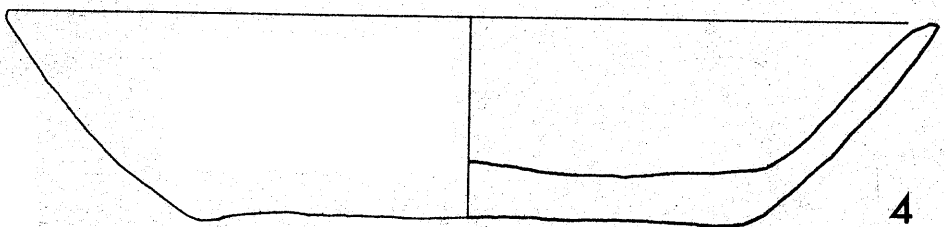
1



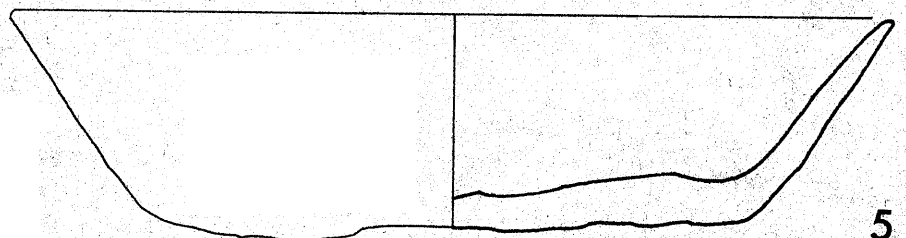
2



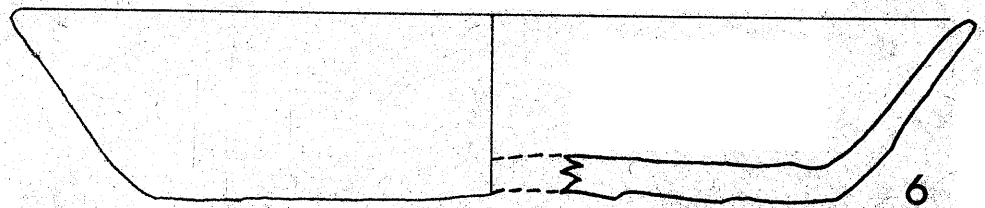
3



4



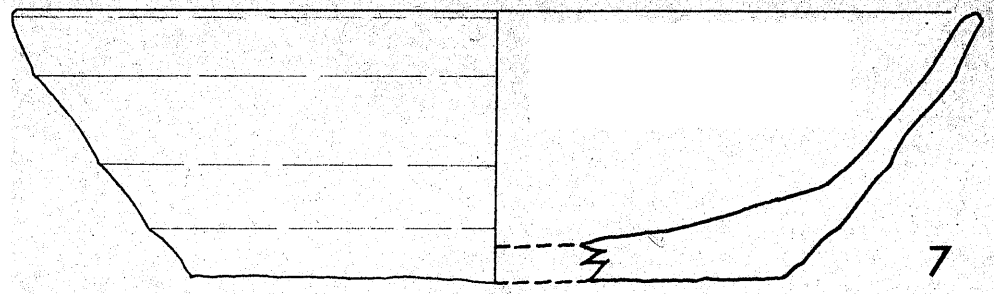
5



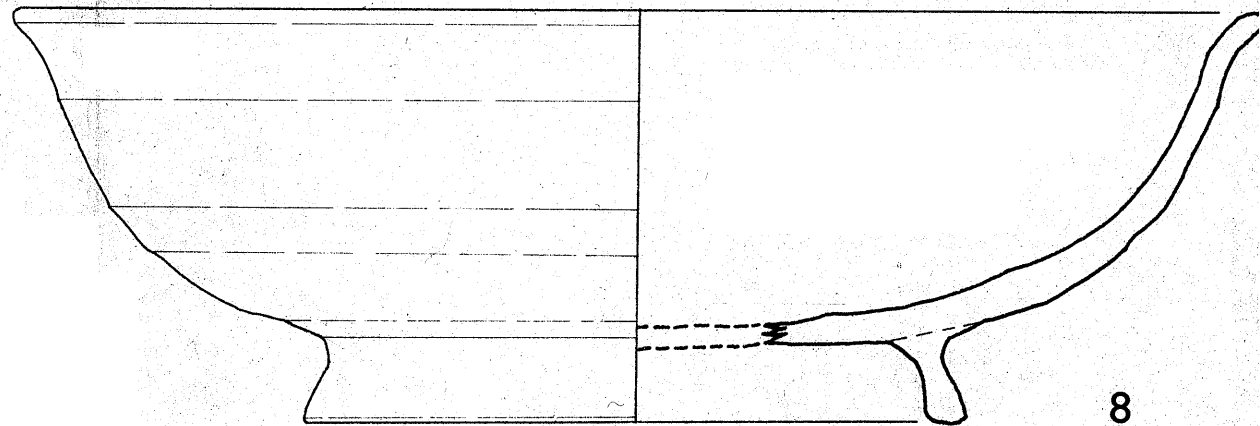
6

$\frac{1}{1}$

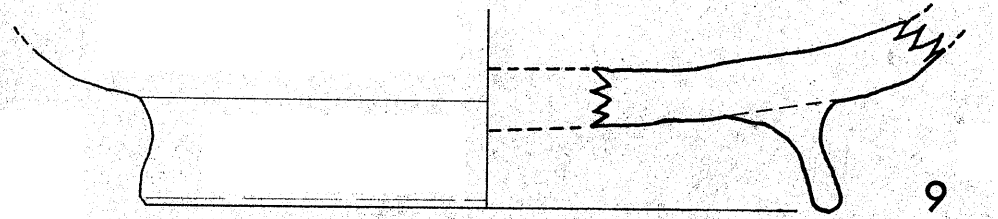
1~6 土師器 1.2 才1層 3.4 才2層 5 才3層  
6 才4層



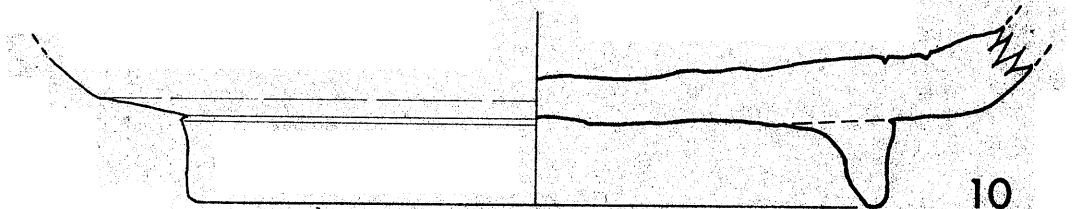
7



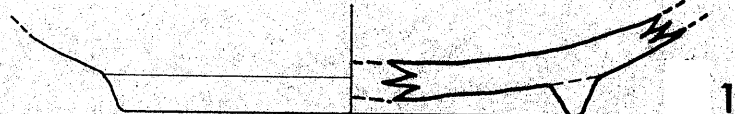
8



9



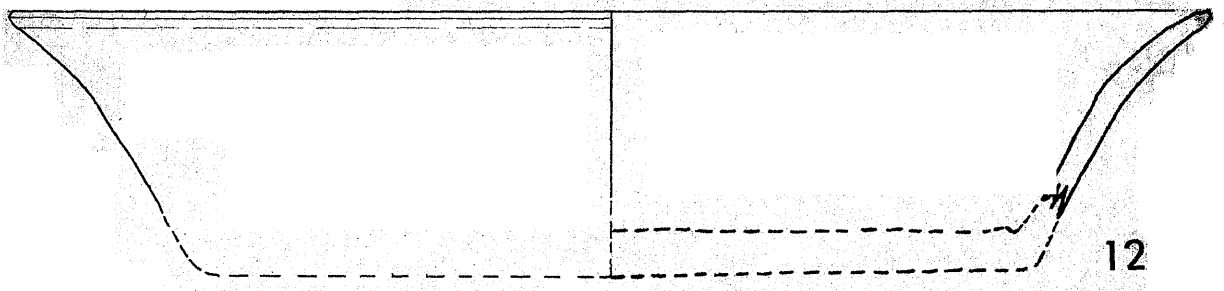
10



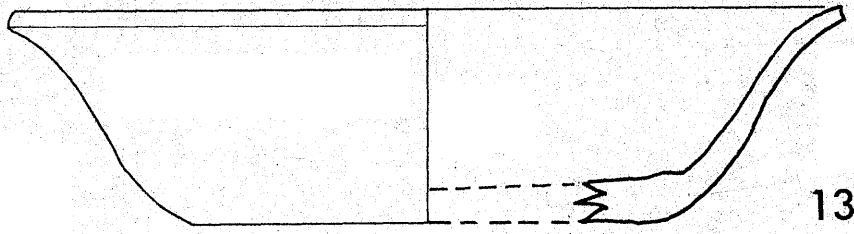
11

$\frac{1}{1}$

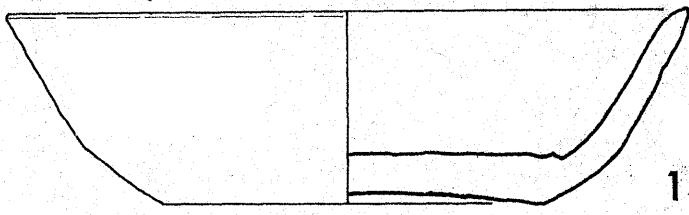
7~10 土師器 11 瓦質土器 7~11 才5層



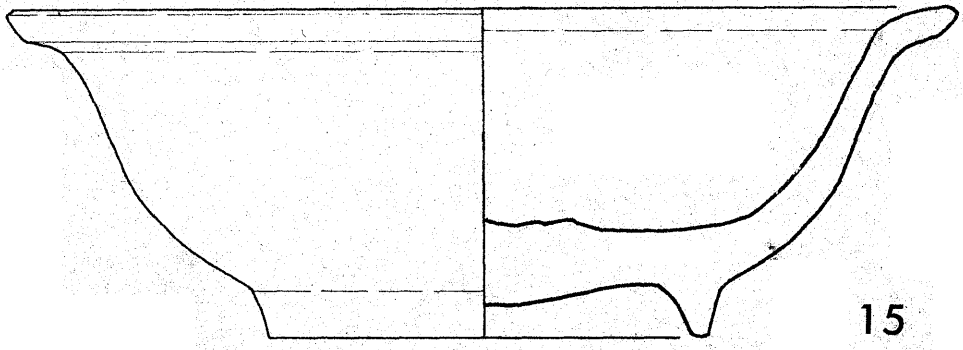
12



13



14



15

$\frac{1}{1}$

12~14 白石磁 15 青石磁

12 光1層 13 光2層

14 光4層 15 光1層

櫛状施文が5本を一単位としたものがある。

#### d 火 舎

破片であるが3点出土した。灰白色を呈する瓦質の土器である。その内の1点は内、外面をヘラでみかいてあり丁寧な作りである。口縁部のみで全体の形状は不明であるが、おそらく大宰府浦城出土のそれと同種のものであろう。3点の復元口径は約22cm、36cm、39cmである。いずれも器面の口縁部付近に菊花状文を押捺しているが、スタンプの種類はそれぞれ異っている。出土した層位はすべてオI層からである。

#### e 土 鍋

オI層よりほぼ完形の土鍋一点を出土した。口径約24cm、高さ11cmをはかり、丸底の底面の厚さは4mmで、底部からゆるいカーブで口縁にいたる。口縁部はやや肥厚し内反している。調整は比較的丁寧で、特に内面は太い刷毛で仕上げている。外面は全面にヌが付着し黒褐色を呈している。その他、滑石製の鍋の小片をオIV層およびオI層から検出した。

#### (2) 貨 幣

ごく少数であるが、土器等の遺物に伴って貨幣が出土した。出土総数は原形をとどめるものを含めて約20余枚で、そのうち判読可能なものは14枚である。そのほとんどが北宋銭であるが、唐銭と明銭が各1枚ずつ出土した。出土した層位はオI層からオIV層にわたる各焼土層中からであり、オV層、VI層からは、1点も出土をみなかつた。出土の数量は、少なかつたが、土器の時期を考える上で一つの基準となる。各層位と発見貨幣との関係は別表に示す通りである。発掘面積が小さいので、この関係から年代を決めることは危険が伴うが、一応の目安として、各層位の上限を考えてみたい。オI層は永樂通宝の発見により、15世紀前半を遡り得ない。同様にオIII層は、元祐通宝から11世紀後半を、オIV層は皇宋通宝から11世紀をそれぞれ遡り得ないことになる。

しかしながら、これらの主として宋銭の製作年代と、わが国への流入の間に一定の期間を入れて考えねばならないのは当然である。現在までのところ、宋銭と年紀の明確な遺物とが共伴する確実な資料は、京都府花背経塚における仁平3年(1153)銘の経筒と北宋銭の伴出とされている。また和泉積尾寺経塚から保延5年(1139)在銘の経筒とともに北宋銭が埋納された形跡もある。こうした例よりみれば、北宋銭のわが国への流入の時期を12世紀前半におくことは許されるであろう。製作年代と輸入との年代差を決めることは、現在の段階では困難であるとしなければならない。再び出土した貨幣をみると、淳化元宝から元祐通宝まで比較的近接した製造年代にある。このことはこれらの北宋銭が、個個ばらばらでなくして、同時にわが国に流入したことも考えられる。むしろその可能性は、十分に考慮されなければならないであろう。従つて層位と貨幣との関係で云

えることは、才Ⅳ層が少くとも12世紀前半を遡り得ないということと、才Ⅰ層が15世紀前半より古くならないことの2点である。

層位別発見貨幣

貨幣名 \ 層位	床土	才Ⅰ層	才Ⅱ層	才Ⅲ層	才Ⅳ層
開元通宝 (621～741)	1				
淳化元宝 (990)				1	
咸平通宝 (998～1003)				1	
景德元宝 (1004～1007)					1
皇宋通宝 (1039)		1			1
嘉祐通宝 (1056～1063)				1	
熙寧元宝 (1068～1077)		1		1	
元祐通宝 (1086～1093)				2	
元祐通宝 (1086～1093)		1			1
永樂通宝 (1403～1424)		1			

(3) その他の遺物

a 紡 錘 車

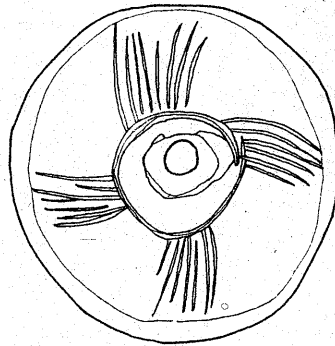
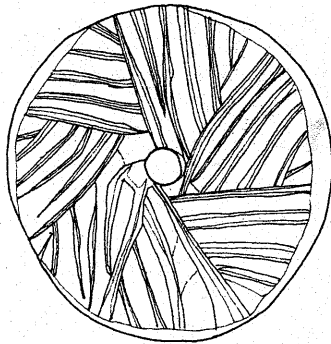
才Ⅰ整地層の柱穴内より土製の紡錘車1ヶを検出した。粗雑な作りで両面にヘラで線刻している。他面は楕円状のものである。直径4.5cm、厚さ1.3cmである。

b 鉄 製 品

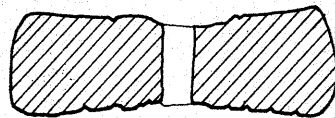
腐蝕が著しく形状は、不明であるが、製品とわかるものの多くは、四角の断面をもつ角釘である。数量は約20余本である。各層より普遍的に検出した。

c 瓦

瓦は耕土、才Ⅱ層などから少量出土した。軒瓦は3種3点でいずれも平瓦である。南北築地を被覆する才Ⅳ層の焼灰中から発見した軒平瓦は、平瓦の先端を折りまげて、軒平瓦としたものである。瓦当面は巴のスタンプを1つ1つおしつけて文様としている。太宰府町浦城D-5区4層および同Hトレンチから類品が発見されている。他の2点のうち、1点は老司の2式の軒平瓦で耕土から、他の1点は才Ⅱ層から出土した平安後半期のものである。



土製 紡錘車  $\frac{1}{1}$



#### IV む す び

以上遺構、遺物について述べたが、ここではそれらを総合して、各層位とそれに伴う遺構の年代および性格について若干の考察を加えたい。

(1) 既述のように層位は、表土から才Ⅰ層～才Ⅵ層までに分けられる。各層から出土した土器および貨幣を基準として、各々の年代を考えてみたい。まず才Ⅰ層は、永楽通宝の発見により15世紀前半を遡り得ない。またその下限については明確ではないが、近世の陶器をわずかに発見し、磁器は見出し得なかつた。従つて才Ⅰ層は15世紀から16世紀にわたるものであろう。つぎに才Ⅴ層の築地積土内から検出した高台付の椀型土器は、すでに、才Ⅰ次調査としてその概要を報告した政庁南門の瓦整地層発見のそれ、あるいは中門西の大火災後に整地された層発見のものに類似している。従つてこれらは10世紀の後半から11世紀にかけてのものと思われる。さらにこの年代を限定する資料として、後述するように長徳2年(996)に観世音寺に施入された土地が、この地にあたる可能性が強い。従つてこれらをあわせ考えると、才Ⅴ層は10世紀～11世紀前半にその上限を求められよう。さらにこの築地を被覆する才Ⅳ焼灰層中の遺物を検討すると、多くの平安期後半の土器と共に、巴瓦を一片検出した。この瓦の年代は俄に決め難いが、鎌倉期として大きな誤りはないであろう。従つて才Ⅴ層の下限と才Ⅳ層の上限は鎌倉期に求められよう。才Ⅳ層の下限と才Ⅲ、才Ⅱについては年代を決める明確な資料に欠けるが、才Ⅰ層と才Ⅴ層に挟まれた13世紀から15世紀の間に、言い換えれば鎌倉から室町時代にかけての時期が与えられよう。もちろん当初において述べたように、諸般の事由から発掘調査面積が極めて限られた小範囲のために、多くの遺漏があることは否定できない。

重ねて、この想定される年代を各遺構との関連で述べるならば、長徳2年の観世音寺施入以前のこの地は、最下層の才Ⅵ層にみられるように、御笠川の氾濫原となつていたとおもわれ、奈良時代の遺物を少量検出した。観世音寺文書にあらわれる「荒地」「無人居住」「未人寄住」の状態を示している。やがて観世音寺領として施入後、才Ⅴ整地面に南北方向の築地が築成され、その間、築地断面に認められる砂礫の堆積は御笠川(大野川)の氾濫によつて、土砂の害をうけたことを示唆するが、ともかくも平安時代後半期にわたつて存続し、その後平安末ないしは鎌倉時代に火災のため崩壊した。その後はこの場所に築地を築成することは全くなかつた。その後室町時代になつて、東西方向の築地が、現在の県道に平行してつくられ、2回にわたる建て替えを経た後、才Ⅱ焼灰層によつて示されるごとく、これまた火災のため崩壊し、それ以後は修補されなかつた。さらにその後、この築地と平行の位置に護岸のための石積が築造されたことになる。

(2) 終りに、今回の発掘調査が大宰府郭内の条坊復元上、重要な事について述べたい。大宰府郭の条

坊復元案は九州大学鏡山猛教授により提出されている(註1)。これによると、今回の発掘区は4条7坊の東南隅にあたり、同じ条坊呼称の地が、長徳2年(996)観世音寺へ新施入された古文書が残存し、条坊復元の有力な資料となつている。

発掘の結果は、それを否定すべきものは無かつた。

即ち

- ① 遺構は、既述した如く、奈良時代まで確実に遡れるものはなかつた。
- ② 最も古い遺構の下には発掘区全体にわたつて、厚い砂の層があり、河川の氾濫や流入のおよんだ事を示している。この二点は、文献が長徳2年以前の4条7坊、8坊の状況を記述する「無人居住」「荒地」「未人寄住」「徒以荒廢者」「荒野」や周囲について記述する「東限大野河南限同河」「東限南大野川」を予想せしめる。(註2)

発掘面積が限られたために、それ以上「この地が4条7坊の東南隅である」と積極的に言う事は出来ない。築地(1)、築地(2)、石積遺構が近接して平行して作り換えられている事は、同じ機能が長期にわたつて必要であつた事を示し、これ等遺構の南側に今日でも太宰府内の主要交通路である県道関屋-吉木線と同様な主要路の存在が窺える。

なお今までの太宰府域で行なつた発掘調査で検出した遺構のうち、条坊復元に何らかの資料となるのではないかと思われるものを、

「太宰府城内発掘調査結果概念図」として掲げた。

(註1) 鏡山猛『太宰府都城の研究』風間書房 昭和43年6月

(註2) 文献は東京大学所蔵の観世音寺文書である。資料として竹内理三編『太宰府・太宰府天満宮史料(巻四)』所載のものを別に掲げた。





勘申觀世音寺請申地宅町參段荒地有実事

在四至請文

右、件地内東三段、府掌中臣助保住所、請申早了、但西□-町者、以先日前專當僧聖蓮請申之日  
依上外題勘□已了狀、而未入寄住、抑可隨處分、仍勘申、

長德二年壬七月廿五日 郭非違近江近正

勝 在判

檢郭使額田

在判

件地、為寺家門前、徒以荒廢者、永為寺領之由、成府判了、猶給府牒了

〔東京大学所藏文書〕

觀世音寺牒 大府

衙

(領力)

請被加入寺家所預四至内相交郭地宅町參段狀

在左郭四條七防西角八防北西角

(ママ)

東限南大野川

限西寺大門

四至

限戌亥角寺領厩垣

限北大路

牒、件地相交寺地与郭地之中、荒廢地也、而無住人、徒為荒野也、今須依事善根、被判加、件地  
永為仏地、統尽未來際、今錄狀、謹以牒、

長德二年壬七月貳拾五日 都維那法師

在判

講師大法師

在判

都維那法師

在判

読師大法師

在判

上座法師

在判

上座法師

在判

寺主法師

在判

寺主法師

在判

別當大監藤原

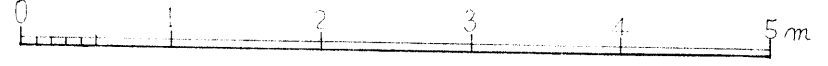
大典刑部







第5次調査 実測図 上層図 1/50



L.0

石箱遺構

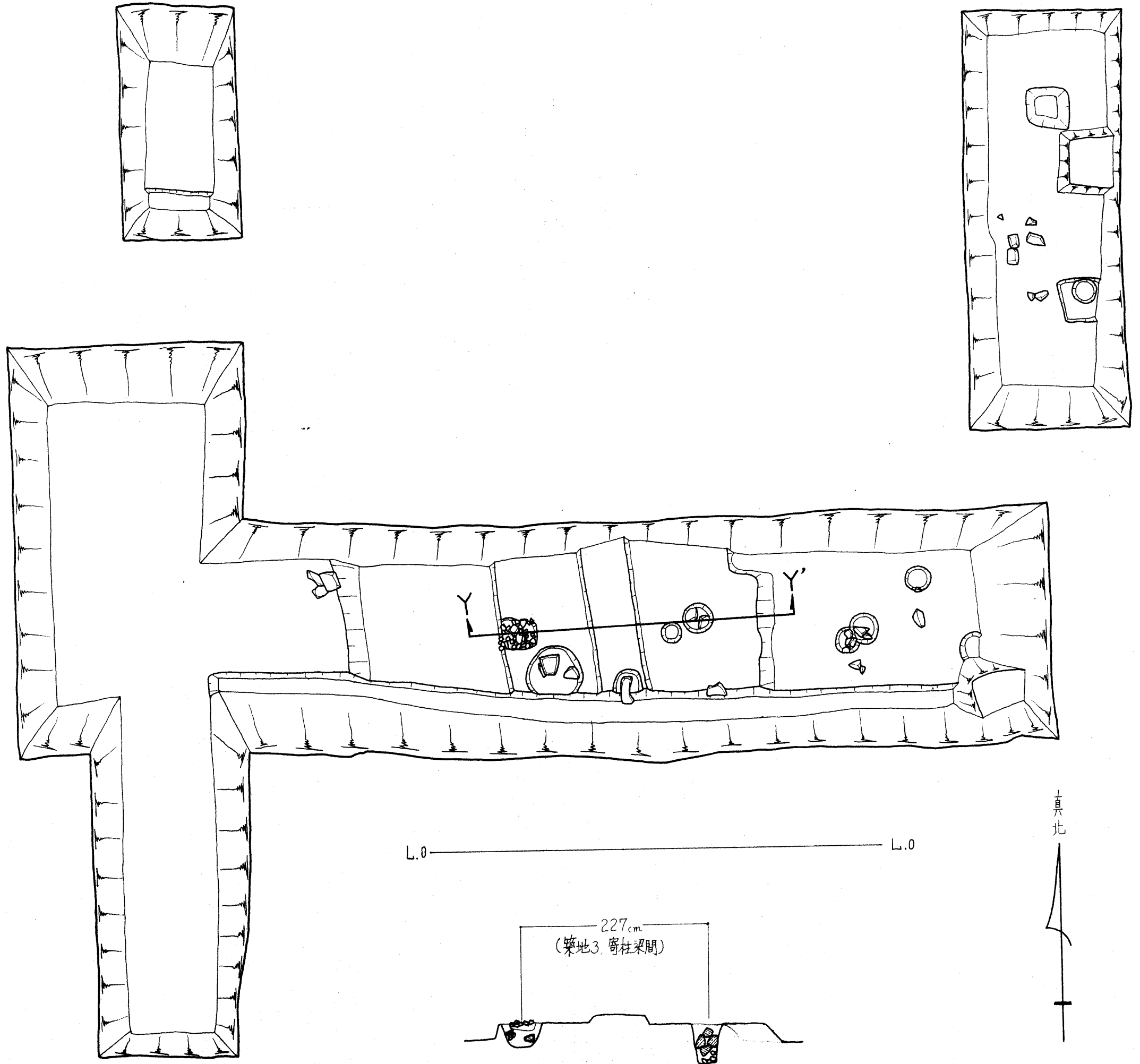
205cm  
(築地2寄柱梁間)

197cm  
(築地1寄柱梁間)



真北

第5次調査 実測図 下層図 1/50



# 大宰府域内発掘調査結果概念図

※ N, S, E, W を付した距離数値は、発掘調査のために、真南北、真東西方向に都府樓上に設けた座標軸を基準にして、それぞれ北、南、東、西への距離を示している。(単位 m)

